


保安規程

作成年月日 平成 年 月 日

変更届出年月日 平成 4 年 12 月 4 日

内 容

業種	下水道用	事業場の名称	岡山市下水道局 <small>きよくさい</small> 旭西浄化センター		
		所在地	〒700 岡山市七日市西町6番10号		
総括管理者	氏名	<small>あとか</small> 安宅 <small>けいすけ</small> 敬祐	岡山市長		
主任技術者	氏名		資格 第2種 電気主任技術者	選任の種別及び年月日 選任平成3年4月1日	
保安業務組織	別 紙				
供給変電所名	中国電力株式会社 七日市変電所				
受電設備	受電電圧	66 kV	受電用遮断器	真空遮断器 72kV 800A 20kA	
	最大電力	2,600 kW	受電設備形態	キュービクル型ガス絶縁式 受電設備	
発電設備	電 圧	3.3 kV	原 動 機	ガスタービン	
	出 力	1,600 kW	常用、予備の別	予 備	
保安上の責任分界点	受電しゃ断器一次側断路器の電源側接続点				
財産上の分界点	受電しゃ断器一次側断路器の電源側接続点				
備 考					

保安規程

目 次

	目 次	頁
第 1 章 総 則		
第 1 条	目 的	1
第 2 条	効 力	1
第 3 条	細則の制定	1
第 4 条	規程等の改定	1
第 2 章 保安業務の運営管理体制		
第 5 条	保安業務組織	1
第 6 条	設置者の義務	2
第 7 条	主任技術者の義務	2
第 8 条	従業者の義務	2
第 9 条	主任技術者不在時の措置	2
第 10 条	主任技術者の解任	2
第 3 章 保 安 教 育		
第 11 条	保安教育	3
第 12 条	保安に関する訓練	3
第 4 章 工 事 の 計 画 お よ び 実 施		
第 13 条	工事計画	3
第 14 条	工事の実施	3
第 5 章 保 守		
第 15 条	巡視、点検、測定	4
第 16 条	同	4
第 17 条	事故の再発防止	4

	頁
第 6 章 運転または操作	
第 18 条 運転または操作等	4
第 7 章 電器事故及び災害対策	
第 19 条 電器事故	5
第 20 条 災害対策	5
第 8 章 記 録	
第 21 条 記 録	5
第 9 章 責任の分界	
第 22 条 責任の分界点	6
第 23 条 変電所の構内	6
第 10 章 整備その他	
第 24 条 危険の表示	6
第 25 条 測定器具の整備	6
第 26 条 図面、書類の整備	6
第 27 条 手続書類等の整備	6
附則 組織図（職制図および業務分掌）	欠頁

第 1 章 総 則

【目 的】

第 1 条 岡山市下水道局旭西浄化センター(以下「当事業場」という。)における自家用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。)第 74 条第 4 項で準用する法第 52 条第 1 項の規定に基づき、この規程を定める。

【効 力】

第 2 条 当事業場の職員および従業員は電気関係法令およびこの規程を遵守するものとする。

【規則の制定】

第 3 条 この規程を実施するために必要と認められる場合には別に細則を制定する。

【規則等の改正】

第 4 条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第 2 章 保安業務の運営管理体制

【保安業務組織】

第 5 条 電気工作物の工事、維持または運用に関する責任の所在を明確にし、ならびに指揮命令系統および連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持または運用に関する保安業務を執行する組織構成は次に定めるところによるものとする。

- 一 岡山市長(以下「総括管理者」という。)は保安業務を総括管理する。
- 二 主任技術者は、法令およびこの規程に基づく保安監督の職務を適確に遂行しうる者を選任する。
- 三 保安業務の分掌および関連する職位階層の職名は添付組織図のとおりとする。
- 四 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統および連絡系統は添付組織図のとおりとする。

- 2 主任技術者および電気工作物に係る保安業務に従事する者は添付組織図のとおり配置する。

【配置者の義務】

第6条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定または行なおうとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

【主任技術者の義務】

第7条 主任技術者は、総括管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安監督の業務を総括しなければならない。

- 2 主任技術者は法令およびこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

【従業者の義務】

第8条 電気工作物の工事、維持または運用に従事する者は主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

【主任技術者不在時の措置】

第9条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）を、あらかじめ指名しておくものとする。

- 2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

【主任技術者の解任】

第10条 主任技術者が次の各号の1に該当する場合は、解任することができるものとする。

- 一 主任技術者が病気により欠勤が長期にわたり保安の確保上不適当と認められたとき。
- 二 主任技術者が法令または、この規程の定めるところに違反し、または怠っ

て保安の確保上不適当と認められたとき。

2 前項各号に該当する場合または主任技術者が退職等の場合。

第 3 章 保 安 教 育

【保安教育】

第 11 条 主任技術者は電気工作物の工事、維持または運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識および技術の教育を計画的に行わなければならない。

【保安に関する訓練】

第 12 条 電気工作物の工事、維持または運用に従事する物に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について少なくとも年 1 回以上実地指導訓練を行うものとする。

第 4 章 工 事 の 計 画 お よ び 実 施

【工事計画】

第 13 条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあつては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事および改良工事（以下「**保修工事**」という。）の年度計画を立案し、総括管理者の承認を求めなければならない。

【工事の実施】

第 14 条 電気工作物の工事計画の実施にあつては、当事業場の業務活動等と調整を図り、総括管理者の承認を経てこれを実施するものとする。

2 電気工作物に関する工事の実施にあつては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保全上支障ないことを確認して引取るものとする。

- 4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するため別に定める作業心得によって行わなければならない。
- 5 作業心得は、つぎの各号について定めるものとする。
 - 一 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認
 - 二 作業時間、停電時間および危険区域の表示
 - 三 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置
 - 四 作業責任者の指名とその責任
 - 五 作業終了時の点検および測定

第 5 章 保 守

【巡視、点検、測定】

第 15 条 電気工作物の保安のための巡視、点検および測定は別表第 1 に定める基準により行わなければならない。

- 2 主任技術者は、別表第 1 に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うにあたっては、当事業場の業務活動等と調整を図り年度実施計画を作成し総括管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。

第 16 条 巡視、点検または測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには当該電気工作物を修理し、改造し、移設しまたその使用を一時停止し、もしくは制限する等の措置を講じ常に技術基準を適合するよう維持するものとする。

【事故の再発防止】

第 17 条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第 6 章 運 転 また は 操 作

【運転または操作等】

第 18 条 電気工作物の運転または操作の基準は別に定める細則によるものとする。

- 2 前項の細則は、次の各号について定めるものである。

- 一 平常時および事故その他の異常時における電気工作物の運転または操作を要する機器の操作順序および運転方法ならびに指令系統および連絡系統
- 二 電気工作物の軽微な事故を修理しまたは使用停止し、もしくは使用制限する等の応急措置ならびに報告または連絡要領
- 三 中国電力株式会社の供給変電所または所轄営業所との連絡事項
- 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先および連絡方法の掲示

第 7 章 電気事故及び災害対策

【電気事故】

- 第 19 条 電気事故が発生した場合は職員および従業者は直ちに主任技術者に通報しなければならない。
- 2 前項に基づき主任技術者は速やかに電気事故発生に対する応急措置を指示しなければならない。
 - 3 他社への波及事故が発生した場合、主任技術者は直ちに中国電力株式会社に連絡し必要な措置をとらなければならない。
 - 4 電気事故の種類に応じて法令に定めるところに従い監督官庁に報告するものとする。

【災害対策】

- 第 20 条 暴風雨、雷、地震、火災、その他非常の場合の事故予防措置ならびに事故発生の場合の応急措置についてはあらかじめ必要な事項を定め訓練を行うものとする。
- 2 主任技術者は非常災害発生時において電気工作物に関する保安の確保するため必要な指揮監督を行う。

第 8 章 記 録

- 第 21 条 電気工作物の工事、維持および運用に関する記録は別表第 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 に定めるところにより記録し、これを必要な期間保存するものとする。

- (注) ① 巡視、点検、測定記録
② 電気事故記録（軽・重）
③ 保守工事記録
④ 受電日誌
- 2 主要電気機器の保守記録は別表第3に定める設備台帳により記録し必要な期間保存するものとする。

第 9 章 責任の分界

【責任の分界】

第 22 条 中国電力株式会社の設置する電気工作物と保安上の責任分界点および財産上の分界点は次のとおりとする。

保安上の責任分界点 受電しゃ断器一次側断路器の電源側接続点

財産上の分界点 受電しゃ断器一次側断路器の電源側接続点

【変電所の構内】

第 23 条 当事業場の変電所の構内は別図（変電所の構内図）に示すとおりとする。

第 10 章 設備その他

【危険の表示】

第 24 条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

【測定器具類の整備】

第 25 条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

【図書、書類の整備】

第 26 条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存しなければならない。

【手続書類等の整備】

第 27 条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類および図面その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

附則 この規程は平成4年12月4日より施工します。

添付資料

別表 第1-1	巡回点検測定ならびに入手基準	10
別表 第1-2	同	11
別表 第1-3	同	12
別表 第1-4	同	13
別表 第2-1	日常巡視点検手入記録	14
別表 第2-2	定期・精密巡視点検手入記録	15
別表 第2-3	機器精密点検測定記録	16
別表 第2-4	絶縁抵抗測定記録	17
別表 第2-5	接地抵抗測定記録	18
別表 第2-6	電気事故記録	19
別表 第2-7	保修工事記録	20
別表 第2-8	受電日誌	21
別表 第3	設備台帳（保修記録）	22
添付図面	変電所の構内図	

巡視点検測定ならびに手入基準

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密巡視点検手入			臨時巡視点検手入		
		No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	項 目	
特 高 受 電 設 備	外部一般	1	設備全般の 巡視に合せ て行う	開閉表示の確認									
		2		異常音、異臭等の発生 の有無									
		3		接地ケース、架台等の 発錆損傷の有無									
		4		外観、端子部、異常の 有無									
		操作装置及び 制御盤	1	設備全般の 巡視に合せ て行う	圧力計の指示	1	3年	操作箱及び盤内の湿 潤発錆の有無及び汚 損の状況 低圧回路配線の締付 状況 給油、清掃	1	6年	掛り合い部の摩擦の 有無 ばね類の変更、発錆 の有無及び手入れ 給油 補助開閉器の点検手 入れ ピン類の異常の有無 オイルダッシュポットの漏油 点検 各種弁類の点検手入 れ 圧カスイッチ類の動作確 認		
		2	周囲温度確認		2	3年	2		6年				
		3	VDアンプ、表示ランプ 確認		3	3年	3		6年				
						4	6年						
						5	6年						
						6	6年						
					7	6年							
					8	6年							
	漏気	1	設備全般の 巡視に合せ て行う	SF6ガス系統から の漏気音の有無									
	開閉器				1	3年	開閉表示の状態確認 (手動-自動) 動作計の動作確認 漏気音の有無				1	規定開閉回数に達した時部品交換 又はユニット交換 特に異常があった時に真空インタラ プトの真空度チェック	
				2	3年	2							
				3	3年								

巡視点検測定ならびに手入基準

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密巡視点検手入			臨時巡視点検手入	
		No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	項 目
特 高 受 電 設 備	受電用変圧器	1	1ヶ月	本体の外部点検漏油 汚損、振動、音響、 温度 付属装置の状態	1	3年	本体の外部点検、外部 の損傷発錆、変形、ゆ るみの有無 付属装置の状態 冷却装置の塵埃除去 及び動作確認 絶縁抵抗測定 絶縁油耐圧試験	1	6年	定期巡視点検手入 に同じ		
		2	1ヶ月		2	3年		3	3年			
			4	3年	5	3年						
測定試験				1	3年	制御回路の絶縁抵抗 測定		1	6年	開閉特性試験 (納入時データと比較) 最低動作電圧測定 主回路、制御回路の 絶縁抵抗測定 主回路の接触抵抗側 定 (納入時データと比較)		
								2	6年			
							3	6年				
							4	6年				
	その他									1	日常点検、定期点検により異常を 発見した時必要個所の点検手入 及び部品交換	

巡視点検測定ならびに手入基準

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密巡視点検手入			臨時巡視点検手入	
		No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	項 目
配 電 設 備	断路器	1	1週間	受と刃の接触、過熱 ゆるみ、変色	1	1年	受と刃の接触、過熱 ゆるみ、荒れ具合					
		2	1週間	汚損、異物付着	2	1年	フレ止め装置の機能					
					3	1年	絶縁抵抗測定					
	遮断器	1	1週間	外観点検、汚損、油漏れ、亀裂、過熱、発錆 損傷	1	1年	各部の損傷、腐食、 過熱、発錆、変形 ゆるみ	1	3年	遮断速度測定(開極 投入時間最小動作電 圧及び電流の測定含 む)	1	必要により動作特性
		2	1週間	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構					
		3	1週間	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態					
					4	1年	油の汚れ必要により 特性					
					5	1年	調査接地線接続部					
					6	1年	絶縁接地抵抗測定					
					7	2年	絶縁油耐圧試験					
	開閉器類	1		断路器、遮断器と同じ	1	1年	停止しないで損傷、 変形、腐食、油量 発錆、ゆるみ、過熱			断路器、遮断器と同じ		断路器、遮断器と同じ
					2	1年	その他必要事項 断路器、遮断器と同じ					
配電用変圧器						受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			
電線及び支持物	1	1週間	電線の高さ、他の工作 物、樹木との距離	1	1年	電柱付属物等の腐食						
	2	1週間	標識保護さくの状況	2	1年	電線取付状態						
				3	1年	絶縁抵抗測定						
ケーブル	1	1週間	ヘッド接続箱分岐箱 等の接続部の過熱 損傷、腐食及びコンパ ント油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、亀裂 損傷						
	2	1週間	布設部無断掘削、離 隔距離	2	1年	絶縁抵抗測定						

巡視点検測定ならびに手入基準

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密巡視点検手入			臨時巡視点検手入						
		No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	周 期	点検箇所・狙い	No.	項 目					
負 荷 設 備	電動機及び回 転機	1	1週間	音響、回転、過熱、異 臭、給油状況等につい て注意 整粒子、刷子、集電環	1	3ヶ月	音響、振動、温度、各 部汚損、ゆるみ、損傷、 伝達装置の異常 制御装置点検 接地線接続部 絶縁抵抗測定	1	3年	内部分解点検、コイル 軸受通風付属装置の 手入れ温度上昇等を 考慮して回転子引出 掃除							
		2	1週間		2	1年		3			1年	4	1年	5	1年		
	電熱乾燥装置	1	1週間	運転者が温度変形、 損傷等について注意 する。 接続部変色、過熱、熱 線の腐食、接続部	1	1年	各部の変形、損傷、ゆ るみ、過熱物との離隔 状況 絶縁抵抗測定										
		2	1週間		2	1年											
	照明設備	1	1週間	異音汚損不点	1	1年	照明効果・損傷・ノパウ ド、漏れ、汚損 絶縁抵抗測定										
					2	1年											
	配線	1	1週間	開閉器の点検、湿度 じん	1	6ヶ月	開閉器、器具の接続 絶縁抵抗測定										
2					1年												
予備電力設備	受電設備と同じ																
備 考																	

日常巡視点検手入記録表

平成 年 月 日 度

項目		巡視点検手入結果					
		月 日 曜日			月 日 曜日		
点検対象設 検 印		検 印		点検者	検 印		点検者
受 変 電 設 備	断 路 器						
	遮断器、開閉器類						
	母 線						
	計 器 用 変 成 器						
	避 雷 器						
	配 電 盤						
	電力用コンデンサ						
	蓄 電 池						
配 電 設 備	断路器、遮断器、開閉器類						
	配 電 用 変 圧 器						
	そ の 他 付 属 設 備						
	ケ ー ブ ル						
負 荷 設 備	電動機、その他回転機						
	電 熱 乾 燥 装 置						
	照 明 設 備						
	配 線						
記 事							

(定期、精密) 巡視点検手入記録表

平成 年 月 日

検 印		点検者

点 検 対 象 設 備		巡 視 点 検 手 入 結 果	
受 変 電 設 備	断 路 器		
	遮断器、開閉器類		
	母 線		
	計 器 用 変 成 器		
	避 雷 器		
	配 電 盤		
	電力用コンデンサ		
	蓄 電 池		
配 電 設 備	断路器、遮断器、開閉器類		
	配 電 用 変 圧 器		
	そ の 他 付 属 設 備		
	ケ ー ブ ル		
負 荷 設 備	電動機、その他回転機		
	電 熱 乾 燥 装 置		
	照 明 設 備		
	配 線		
記 事			

機器精密点検測定記録表

平成 年 月 日

						検 印			点検者
機器名	製造者 型式番号	定格	動作及び特性試験	絶 縁 油 試 験		点検測定結果及び 摘要 (処置)			
			動作状態 特 性	耐電圧	酸 化				
記 事									

絶縁抵抗測定記録表

平成 年 月 日実施

(天候) (気温) (湿度)

(測定器具)

検 印		点検者

区 分			測定値(メガオーム)		良 否	摘要 (処置)
番号	回 路 名	使用電圧	線 間	大地間		

記 事

接地抵抗測定記録表

平成 年 月 日実施

(天候) (気温) (湿度)

(測定器具)

検 印			点検者

接 地 極 詳 細				法廷最高 抵抗値	測定値 (オーム)	良 否	摘要 (処置)
番 号	埋設位置	当該接地極にて接地せる 機器、電気施設の明細	接 地 種 別				
記 事							

電気事故記録（軽、重）

平成 年 月 日作成

		検 印			点検者	
件 名						
事故発生の日時				天 候		
事故発生の場所						
事故発生の電気工作物				使用電圧	V	
事故の状況						
事故の原因						
保護装置の種類及び 動作の適否						
被害電気工作物の概要						
他に及ぼした障害						
供給支障電力及び 供給支障時間				KW		
				Hr		
復 旧 日 時	日	時	復旧に要する費用	¥		
事故再発の防止対策						
被 害 者	所属	氏 名	性別	年齢	経験年数	被害の内容
自家用電気工作物の 概 要	受電電圧		KV			
	受電電力		KW			

保修工事記録

年 月 日	修理改良移設	保修目的	保修場所	保 修 記 録	担当者

旭西浄化センター 受電日誌
平成 年 月 日() 天候

別表第2-8

時刻	受 電					主 変 2 次										変圧器温度 ℃	気温 ℃	湿度 ℃	気圧	自 家 発								
	電流 1号線 A	電流 2号線 A	電力量 KWh	デ マ ン ド KW	無 効 電 力 量 kvarh	1 号					2 号									電力量 KWh	電 力 KW	電 圧 KV	電 流 A	力 率 %	周 波 数 Hz			
						電 力 量 KWh	電 力 KW	電 圧 KV	電 流 A	力 率 %	電 力 量 KWh	電 力 KW	電 圧 KV	電 流 A	力 率 %													
最大								—							—	—	—	—			—				—	—		
最小								—							—	—	—	—			—				—	—		
平均								—	—	—					—	—	—	—			—	—	—		—	—		
合計	—	—						—	—	—	—				—	—	—	—			—	—	—		—	—		

自家発	単 位	当 日	累 計
運転時間	HH:MM		:
燃料使用量	l		

設備台帳（保修記録）

			検 印		点検者
機器名		設置場所	整理番号		
		使用種別			
定 格	(銘板写し)		所 定 略 図		
			年 月 日	主要記事（移動、修理、他）	
製 作 者					
製 作 番 号					
製 作 年 月 日					

年 月 日	負 荷 明 細	年 月 日	主要記事（移動、修理、他）
記 事			

旭西浄化センター平面図

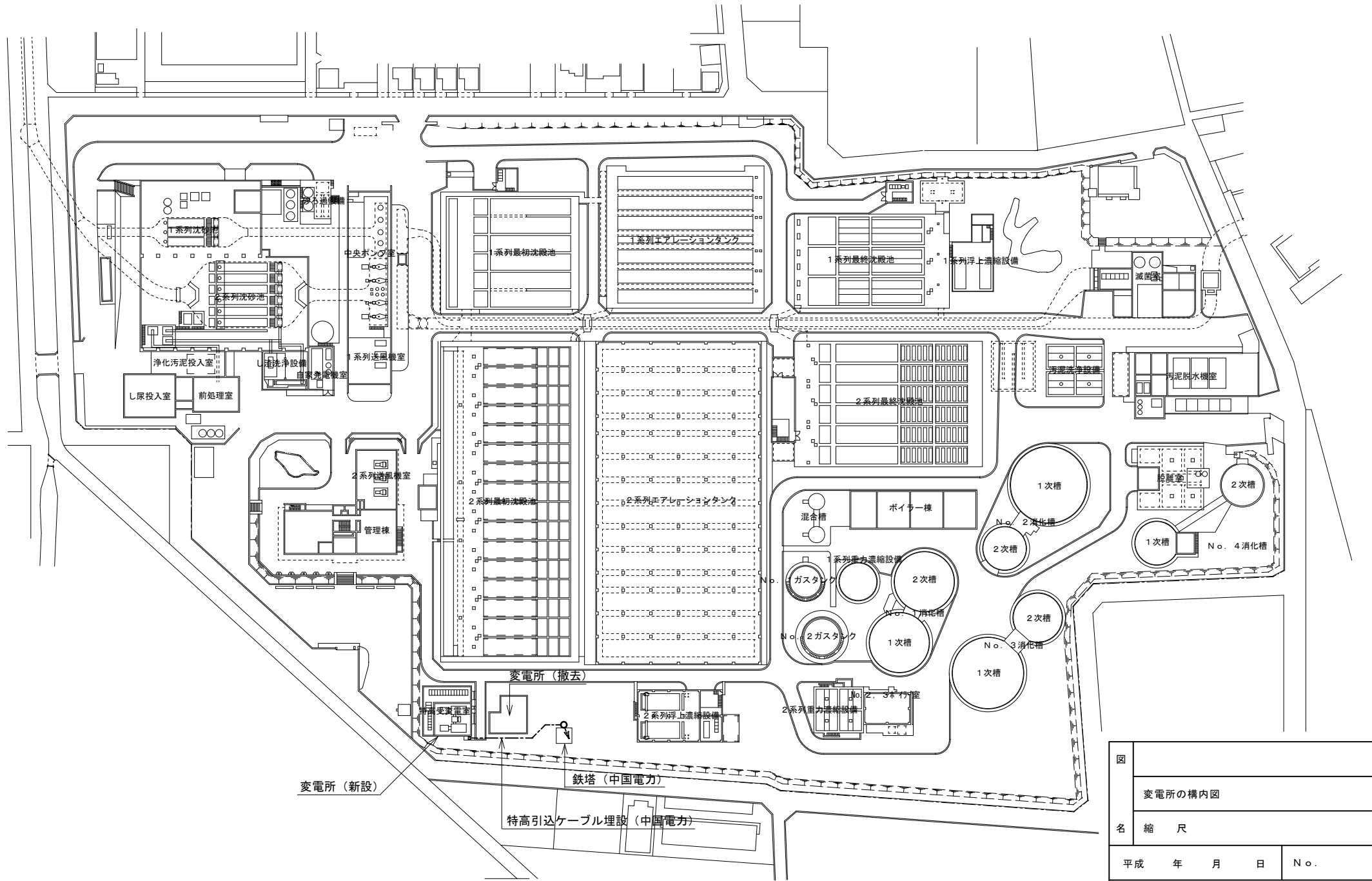


図	変電所の構内図	
名	縮尺	
	平成 年 月 日	No.
岡山市下水道局旭西浄化センター		